

令和5年度研究事業実施方針 (厚生労働科学研究)

厚生科学審議会
科学技術部会

令和4年5月20日

成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業部分抜粋

研究事業名	健やか次世代育成総合研究事業 こども家庭総合研究事業(仮称)
主管部局・課室名	子ども家庭局母子保健課
省内関係部局・課室名	子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室等

当初予算額(千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		321,545	318,545

I 実施方針の骨子

1 研究事業の概要

(1) 研究事業の目的・目標

【背景】

子どもや子育てを取り巻く環境は、少子化や子育て世帯の孤立といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等により大きく変化している。

これらの変化に対応するために、令和3年12月21日に、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、主として、こどもの権利利益の擁護、福祉の増進、保健の向上、その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭の子育てに対する支援を行うものについては、こども家庭庁に移管することが閣議決定された。

そのため、これまでの健やか次世代育成総合研究事業を組み替え、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づいて、全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上に向けて子どもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供するための調査及び研究を実施する必要がある。

【事業目標】

生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題を明らかにする。またこれらの課題に対して、こども家庭庁が目指す、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えて(こどもまんなか社会)、健やかな成長を社会全体で後押しするための医療、保健、教育、福祉、療育などのより幅広い関係分野での研究を推進する。

【研究の範囲】

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」で示された今後のこども政策の基本理念に基づいた研究を推進する。

- 1 こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案に資する研究
- 2 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上に資する研究
- 3 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援に資する研究
- 4 こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援に資する研究
- 5 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援への転換に資する研究
- 6 データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル(評価・改善)に資する研究

【期待されるアウトプット】

子どもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供するための基礎的、実践的な成果を得る。

【期待されるアウトカム】

こども家庭庁の基本理念及び成育基本法で示された理念のもと、妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全ての子どもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備を図る。

(2) これまでの研究成果の概要

健やか次世代育成総合研究事業ではこれまで以下の成果を上げた。

- ・妊娠～子育てに関する疑問に対する科学的なエビデンスをまとめたデータベースを構築した。＜継続中＞
- ・若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うために、参考となる情報等をまとめた Web サイトを構築し、わかりやすい資料を作成した。＜継続中＞
- ・NIPT(非侵襲性出生前遺伝学的検査)説明書を作成した。＜継続中＞
- ・医療機関がドナーミルクの利用開始をするにあたり、参考となるポイントをまとめたマニュアルを作成した。＜継続中＞
- ・幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活支援ガイドを作成した。＜令和3年度終了＞

(3) これまでの研究成果の政策等への活用又は実用化に向けた取組

各研究課題の成果について、健やか親子21のホームページに成果物を公開することにより国民や自治体等の関係する者に対して広く成果の周知を行った。

妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全ての子どもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備を寄与する。

2 令和5年度に推進する研究課題

(1) 継続研究課題のうち優先的に推進するもの（増額要求等するもの）

- ・「妊娠・出産に係る ELSI（倫理的・法的・社会的課題）の検討のための研究」について、生殖補助医療法案等の議論の状況を踏まえ、追加で新たな科学的知見を収集するため優先的な配分が必要である。
- ・「出生前診断実施時の遺伝カウンセリング普及啓発に関する研究」について、令和4年度より運用が開始された出生前診断に関する制度における円滑な運用や質の向上に資する資材等を作成するため優先的な配分が必要である。
- ・「成育基本法を地域格差なく継続的に社会実装するための研究」について、成育基本方針の実現に向け、追加での調査等を行うため優先的な配分が必要である。

(2) 新規研究課題として推進するもの

こども家庭庁の創設に伴い、全ての子どもの健やかな成長、Well-being の向上に向け、子どもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供するための調査及び研究を実施する。

(3) 令和5年度の研究課題（継続及び新規）に期待される研究成果の政策等への活用又は

実用化に向けた取組

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針で示された基本理念を推進するために活用する。

II 参考

1 研究事業と各戦略（成長戦略、骨太方針、統合イノベーション戦略、健康・医療戦略）との関係

- ・こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～
- ・成育基本法基本方針

2 他の研究事業（AMED 研究、他省庁研究事業）との関係

AMED 研究事業である成育疾患克服等総合研究事業においては、特に臨床的な成育疾患の予防方法・治療方法開発についての研究が行われており、成育疾患克服のための体制作りや倫理的な課題など保健・行政的アプローチを主とする本事業とは相補的な連携関係にある。具体的には、厚労科研における男性不妊症に関する調査結果をもとに、AMED 研究でその病態解明および治療法開発に取り組んでいることなどが挙げられる。